

特殊健康診断申し込みに関する注意事項

◎申し込み方法

1. 受診者名簿の今回実施する項目へ○をつけてください。
※有機溶剤・酸類の健康診断をご希望の場合は溶剤名または物質名をご記入ください。
2. 安全データシート（SDS）をご確認の上、歯科特殊健康診断をご希望の方は、
項目の【特殊歯科】に○をし、歯科特殊健康診断が必要な物質名をご記入ください。
※SDSの取り寄せ方法はメーカーにご確認ください。
※歯科特殊健康診断について以下をご確認ください。

労働安全衛生法に基づく歯科特殊健康診断をご存知ですか？

●事業者は【塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りん、その他歯またはその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発生する場所における業務※）】に常時従事する労働者に対して歯科医師による健康診断を行うことが義務付けられています。

※「その他の有害なもの」とは、安全衛生法施行令第2条第3項に記載されています。歯科特殊健康診断に該当するか否かは、化学物質の製造者等から交付された安全データシート（SDS）の「11. 有害性情報」に歯について（歯、歯肉など）の記載があれば必要となります。歯科特殊健康診断の必要の判断が難しい場合は、最寄り労働基準監督署か山梨労働局へ問い合わせをしてから、当院健診課へ健康診断の申し込みをしてください。

●当院で実施している歯科特殊健康診断は日程や人数が限られています。お申込みいただいてもお受けできないことがありますのでご了承ください。当院以外の歯科特殊健康診断が実施できる医療機関は、山梨県歯科医師会へお問い合わせください。

(公財)山梨厚生病院 予防医学センター
健診課 電話 0553-22-7898 (直通)